

令和 7 年 10 月香川県広域水道企業団議会定例会

香川県広域水道企業団資金不足比率報告書

香 川 県 広 域 水 道 企 業 団

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

1 資金不足比率

(単位：％)

会 計 名	資金不足比率
香 川 県 広 域 水 道 企 業 団 水 道 事 業 会 計	－
香 川 県 広 域 水 道 企 業 団 工 業 用 水 道 事 業 会 計	－

※ 資金不足額がないため「－」を記載

※ 経営健全化基準は20.0％

2 監査委員の意見

別添「令和6年度決算に基づく資金不足比率審査意見書」のとおり